

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第22回電力・ガス基本政策小委員会
議事要旨

日時：令和元年12月26日（木曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

出席者

<委員>

山内委員長、秋元委員、石村委員、大石委員、大橋委員、大山委員、柏木委員、松村委員、村松委員、横山委員、四元委員

<オブザーバー>

株式会社エネット 川越代表取締役社長、電気事業連合会 月山副会長、一般社団法人日本ガス協会 沢田専務理事、個人情報保護委員会 三原参事官、電力広域的運営推進機関 都築理事・事務局長

<経済産業省>

資源エネルギー庁 下村電力産業・市場室長、森本電力供給室長、下堀ガス市場整備室長、稲邑エネルギー制度改革推進総合調整官

電力・ガス取引監視等委員会 田中ネットワーク事業監視課長

議題

- (1) 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について
- (2) 電気・ガス供給業に対する法人事業税の課税方式の見直しについて
- (3) 小売電気事業登録制度の運用について
- (4) 高度化法の間接評価の基準となる目標値の設定について
- (5) 適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について
- (6) 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会における検討について

議事概要（自由討議含む）

1. 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について(資料3)

2. 電気・ガス供給業に対する法人事業税の課税方式の見直しについて(資料4)

3. 小売電気事業登録制度の運用について(資料5)

事務局より、資料3、資料4、資料5について説明。

その後、議題1、2、3に関して自由討議。

○川越オブザーバー

・一般送配電事業者が需要家の情報を誤送付するなど、一般送配電事業者による情報の不適切な取扱事案が増えている。来年4月の発送電分離に向けて、社内に専門の窓口を設けるなど、一般送配電事業者の保有する情報の適切な管理・取扱いに万全を期していただきたい。

○大橋委員

・自由化進捗は定点観測としては効果あり。その間どのような制度対応をされていてそれがどの程度効果があったという分析があっても良いのでは。

・法人事業税の課税方式は小売や発電は自由化しているので引き続き一般企業と同様の扱いになるように対応していただきたい。

○大石委員

・小売事業者は廃止するような事業者も出てくるのではという話を聞くので、監視委員会でしっかり状況をフォローいただきたい。

○柏木委員

・630事業者のうち、実際に小売供給実績のある事業者はどれくらいいるのか。

⇒○下村電力産業・市場室長 469者

○四元委員

・小売事業者の登録取消しについて、電事法上の取消し要件を満たすために報告徴収を行うということについて異論はない。むしろこうした不適切な小売事業者については遅滞なく登録を取り消すべき。

4. 高度化法の間接評価の基準となる目標値の設定について(資料6)

事務局より、資料6について説明。

その後、議題4に関して自由討議。

○大石委員

・制度検討作業部会には消費者の代表は出席しているのか。

・社会全体として非化石比率を高めていかなければならないというのは誰も納得するところだが、電事法の改正等が行われるなか消費者の負担がこういった形で行われることになるのか消費者に分かりづらい。本件についても引き続き慎重に議論していただきたい。

○松村委員

・作業部会では、小売料金転嫁の問題はとても重要であるということ整理したものであり、どうあるべきかということは今後の議論。小売料金転嫁の話は、消費者にも関わることであり、消費者の代表がいるこの場で今後議論すべきこと。

・内部相互補助のことについても触れて頂いているが、内部相互補助は、本件に限らず、発電事業者に収入が入る類のもの、例えば容量市場など、ありとあらゆるところで生じうる話。この問題を解決しない限り色々な改革は進まないの、しっかり取り組んで頂きたい。

○石村委員

- ・確認だが、今回の第1フェーズで設定されている非化石比率の目標値は、各事業者の見込みを合計されて算出されているという理解で良いか。
- ・第2フェーズ以降は、国全体の非化石比率を確実に44%に持って行けるような目標値の設定が必要ではないか。それと併行して、それを実現するための施策と併せてやっていかないといけない。第1フェーズの目標設定だけではなかなか44%に達しない印象を受けた。

○秋元委員

- ・非化石の議論は1年近く作業部会で議論されており、委員の中でも議論が煮詰まったものと理解。当初の案では新電力の経営に相当影響があるということで、グランドファザリングや激変緩和を導入するという方向となった。
- ・パリ協定をはじめ気候変動対策に対する非常に強い要請が出てきているということを認識しなければならない。エネルギー基本計画に基づく3E+Sと、どうバランスを保ちながら気候変動問題を解決していくのかというのが重要な問題。
- ・イノベーション等によって再エネのコストを下げていくとか、効率化を図りながらコストを下げていくというのは重要なことではあるが、一定程度、消費者の負担が無ければ、この目標の達成も出来ないし、気候変動問題への対応は出来ないということだと思っている。
- ・目標を設定することによって、社会全体として負うコストは決まることになるので、それを一義的にどこに寄せるのかという話だと思っている。仮に、このコスト負担を全く料金に反映させないとすると、競争環境に大きな歪みが生じるので、ある程度料金を上げていくということは必要不可欠かなというのが私の見方。
- ・特に、規制料金で料金が決まっているので、値上げが難しく、コストを飲み込んでしまうと、新電力が競争的な料金として上げることが出来なくなり、むしろ駆逐されてしまって、折角の電力自由化の目的が達成できなくなるという懸念がある。規制料金を簡便な形で上げるという手段を今後議論をよく深めていく必要がある。新電力が駆逐されてしまう前にそれに取り組む必要があるので、急ぐ必要はある。
- ・他方、消費者の立場からすると、電気料金は上がってほしくないというのはわかる。日本だけが電気料金が高いと産業競争力が劣って気候変動問題に対しても対応できない。このため、エネルギーミックスであるとか今回の激変緩和措置などをうまく調整して対応をとりながら、電力自由化という競争もうまく達成していくためにも、是非消費者にも理解頂きながら、簡便な形での規制料金の料金転嫁の仕組みについて検討していくべきだろう。

○川越オブザーバー

- ・本件については、以前、新電力13社から陳情書を提出した。今回の目標値設定にあたっては、グランドファザリングや激変緩和措置を設定頂いたことは評価する一方で、証書の価格次第では会社

によっては数十億程度の負担が発生することになり、新電力の経営に甚大な影響を与えることになるという認識。

・小売競争への影響を無くすためには、非 FIT 非化石証書の大規模な売手が市場支配力を行使して売り惜しみをしていないか、証書の価格が内外無差別になっているかについての厳密な監視を是非お願いしたい。

・高度化法の趣旨に基づくと、これまでつくった非化石電源の価値を再配分するような議論ではなく、44%に向けて新たな再エネなどの投資に振り分ける仕組み作りやインセンティブの議論が必要と考えている。

○村松委員

・目標達成に向けて、事業者が制度に沿った行動をとっていくためには、きちんとお金が回っていくことが重要。そのためには、コストの転嫁ができることが必要不可欠だと考えている。

・転嫁がうまくいかないと、コストを飲み込めない比較的体力の無い事業者さんは撤退せざるを得ない。そうすると跳ね返って需要家にとっては、折角自由化がここまで進んできたのに選択の幅が狭まってしまい、需要家にとっても不利益を被ってしまうことになる。このため、転嫁の仕組みづくりについて取り組んで頂きたいと思う。

・転嫁にあたっては、需要家の理解をきちんと得られることが非常に肝要。非化石証書の収入を何に使ったのかという報告を求めるとしているが、需要家にとってもどれだけのベネフィットがあるのかというのを見えるようにして頂きたい。例えば、需要家自身がいくら負担して何 kWh 使ったからどれだけ CO2 排出削減に貢献できたのかが分かるような仕組みなど、自分事として捉えられるような仕組みが重要ではないか。また、ESG という観点で事業者が取組を進める中で、発電事業者にとっても、自分がどれだけ環境問題に取り組んでいるのかということアピールすることもできるかと思う。

・罰則については、これも事業者行動を左右するものと理解。もし達成しなかったらどんなペナルティがあるのか、ペナルティのレベルを見て、実際の非化石証書の購入行動が左右される会社もあると思う。

・また、金融機関など、融資の条件に環境問題への対応をきちんとされているのかという点を評価軸に取り入れている会社も多いと聞いており、目標未達の事業者が融資を受けられなくなる可能性があるということは、この目標達成を後押しするのではないか。

なお、達成できなかった事業者については、需要家の方々へ名前を公表するぐらいのことはやっていいのではないか。そうした社会的制裁を受けることでほとんどの企業はそれを回避しようという動きになるのではないか。

4. 適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について（資料7-1、資料7-2）

電力・ガス取引監視等委員会より資料7-2、事務局より資料7-1に沿って説明。

その後、議題5に関して自由討議。

○大山委員

- ・K, Lについては、K, Lの定義、インセンティブ強度の定義を資料上毎回記載してほしい。
- ・北海道の状況のみ異なるのであれば、その分析は行い、報告してもらいたい（エネ庁でなく監視委かもしれないが）。
- ・JEPX から、システム上時間前市場を閉じるのは難しいと聞いている。
（→当面は取引規程上措置する方針。）

○松村委員

- ・北海道のインバランス収支は、余剰・不足両方について黒字なのか。L を下げてK を据え置くことで両者のバランスが崩れないかを懸念。次回見直し時に余剰・不足それぞれについて報告してほしい。
- ・北海道の状況はインバランス収支に限らず特異な部分が多いので、その分析はしてほしい。

○大橋委員

- ・時間前市場は需給調整手段として開いておくメリットがあるのではないか。再開できない理由はスポット市場と同じ事情とのことだったが、精査が必要ではないか。
- ・市場停止時料金について、ブラックアウト発生前のスポット市場価格を参照すると、価格が分かっているのでインバランス料金が張り付いてしまう。インバランス料金はブラインドの方がいいという議論もあり得るのではないか。スポット市場再開後の価格でもよかったかもしれない。
- ・いずれにせよこの間はTSOの収支が赤字になる可能性があり、検討が必要ではないか。
（→今回の議論は、北海道地震の際は3週間ずっと小売の調達手段がなかったのに対し、この期間を短くしようという話。ただし、NW機能復旧直後の再開は実務上厳しい。NW機能復旧後の1日～2日をどうするかが問題となるが、この間は、BL市場の受渡しもできず、容量市場創設前は時間前市場にも玉が出ないと考えられることから、小売事業者が電源調達できない期間と整理し、公平な競争条件を設定する観点からブラックアウト発生前のスポット価格をインバランス料金とすることとしている。）

○松村委員

- ・今回の議論は、ブラックアウト後の状況を想定。別の会議体の議論だが、N-4の場合にもブラックアウトは起きないとされている。それほどレアなケースにおいて、TSOの収支に本当に影響があるのかはよく考えてほしい。
- ・今回の議論の契機は、市場をむやみに閉じるべきではないということ。市場を再開することが悪いとは言わないが、早く開くことにどれだけの意味があるのか。
- ・新電力は調達手段が不十分な期間にインバランス料金が高くなることを懸念している。この懸念も考慮すると、市場を閉じることによる実害が想定されないのであれば1～2日市場を閉じておくことは妥当。事務局案は非常に合理的。

○秋元委員

- ・2022年度以降の取りまとめについては、専門会合で議論されたものであり異論はないが、2020年4月からインバランス料金を200円に上げるという案は少し急すぎるのではないか。
- ・需給ひっ迫時に上限が200円で固定されると、インバランス料金の予見性が非常に高くなり、事業者の行動が制約されないか。
(→計画停電・電力使用制限のときのみ200円、100円とする案であり、需給ひっ迫時に常に価格が高くなるわけではない。また、高額なインバランス料金となることで計画停電を回避する行動が促される。)

○秋元委員

- ・災害時だからこそ、本当にタマが出てくるのか、変な行動が起こらないのかを懸念している。
(→(田中課長)専門会合において、当初上限価格は600円と考えていたが、収支への影響を懸念する声があった。他方、低くし過ぎると必要な電源が出てこないことから、2023年度まで暫定的に200円とすることとした。)

○村松委員

- ・できるだけ早く災害時の扱いも整理すべきという議論は理解。
- ・他方、このインバランス料金により事業者が受ける影響は甚大。
- ・事業者は、現在来年度の事業計画を立てている最中。この新たなインバランス料金についても事業計画の中でリスク評価をする必要があるが、2020年4月運用開始だと事業計画への反映が間に合わないのではないか。監査側としてもリスク評価が必要。

○松村委員

- ・スポットの上限価格が張り付くという懸念は生じ得るが、これは2022年度以降も生じる問題。しかし、それを考慮した上で、新電力への影響を踏まえて200円とすると専門会合で決定された。
- ・新電力への影響は、相当価格を下げたという経緯を踏まえると問題ないのではないか。むしろ、価格を高くしないことで必要な電源が出てこないという逆の懸念も生じる。
- ・また、今回の案は東日本大震災レベルに需給がひっ迫した状況でしか適用されず、リスクも非常に低い。北海道の地震の際も電力使用制限は行われなかったため今回のインバランス料金は適用されない。そのような場合に200円というインバランス料金を設定する制度は今すぐ入れるべき。事務局案は決して間違っていない。

○都築オブザーバー

- ・あらゆるレアケースも含めて議論を尽くす、論点があるなら全てパッチを当てるという観点から事務局からこういった提案が出たものと理解。

・今日決めるか否かは事務局の判断だと思うが、レアケースだから先送りするというのはおかしい。災害の激甚化が進む中で今議論しているものと理解。

・NW 機能復旧後、市場は中々開けられないというが、北海道地震の際は、太陽光発電が抑制されるような運用があったと聞く。スポット市場だけでなく、相対取引やそれに準ずるような手段も活用し、市場取引の正常化を可能な限り早く実現するための方策について議論すべき。

・足下でできる範囲のことをまず議論することは理解。他方、将来に向けた議論も必要。

○月山オブザーバー

・市場再開までのインバランス料金は低い一方、調整力の単価は非常に高くなることが予想される。収支管理等においてこの点は配慮いただきたい。

○山内委員長・事務局

・制度の内容は事務局提案で御了解いただいたものと理解。

・運用開始時期については、座長と事務局とで相談し、決定する。

6. 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会における検討について (資料8)

事務局より資料8に沿って説明。

○四元委員

・災害時の電力データの活用について事前にこうして制度的措置をしておくことは重要。社会的課題解決等のための活用にあっては、消費者保護など必要な制度的措置をした上で検討を進めるべき。

○大石委員

・消費者の意見を聞きながらやっていたに感謝。

・電力データは個人の生活パターンが全部分かりうるものなので、中立的な組織による厳格な運用とともに、第三者諮問機関に消費者と個人情報の専門家を入れてもらいたい。

○村松委員

・消費者への丁寧な説明とともに、個人情報保護などに配慮するとともに、情報提供先からの流出リスクへの対応についてもしっかりとやりつつ、電力データの活用を積極的に進めて欲しい。

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541